

入札公告等の概要(参考)

本資料は、本業務の入札公告等に示した条件の概要や業務内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本業務の詳細な内容に関しては、公告文及び特記仕様書等をご覧ください。

業務名	太田労働基準監督署増築棟（23）工事監理業務
業務内容	本業務は、群馬県太田市飯塚町104-1に所在する太田労働基準監督署増築棟（23）新営 その他工事における建物（庁舎（増築） S造 地上2階 延べ面積約430㎡）及び工作物等の工 事監理業務を行うものである。
対象施設名称及び 構造・規模	①庁舎（増築） S造 地上2階 延べ面積 約430㎡
対象施設用途	平成31年国土交通省告示第98号 別添二による建築物の分類 ①庁舎 第四号 第2類
公告日／申請書の 提出期限日／開札日	令和5年10月10日 / 令和5年10月26日 / 令和5年11月22日
履行期間	契約締結の翌日から令和7年3月21日まで (当該業務の対象工事は、契約締結後令和6年1月12日の工事着手までに工事を開始する余 裕期間を設定した工事（任意着手方式）であり、実工期は435日間とされている。なお、 対象工事においては、指定部分工期 令和7年1月10日を設定している。)
入札契約方式／落札方式	一般競争入札／総合評価落札方式（簡易型）
競争参加資格の概要	競争参加資格は、1.に掲げる資格を満たしている単体企業、又は2.に掲げる資格を満たして いる設計共同体であること。 1. 単体企業 (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。 (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度建築関係建設コンサルタン ト業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始 の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の 再認定を受けていること。） (3) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から建設コンサルタ ント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。 (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土 交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている 者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 （（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。 (6) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の 登録を行っていること。

	<p>2. 設計共同体</p> <p>1. 単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和5年10月10日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長から太田労働基準監督署増築棟（23）工事監理業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下、「設計共同体としての資格」という。）の認定を当該業務の開札の日までに受けているものであること。</p>
<p>打合せ</p>	<p>受注者間の打合せでは、WEB会議、情報共有システム（情報通信技術を活用し、受発柱間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。以下に同じ。）等の活用を検討すること。</p>
<p>情報共有システムの活用</p> <p>（対象工事では、情報共有システムを積極的に活用することにより、業務効率化を図ることとしています。）</p>	<p>(a) 本業務の対象工事は、工事関係者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。</p> <p>(b) 受注者は、次に掲げる業務の実施にあたり、対象工事の受注者が利用する情報共有システムを利用するものとする。</p> <p>①一般業務のうち次に掲げる業務</p> <p>1. 工事監理に関する業務</p> <p>(1) 設計図書の内容の把握</p> <p>(2) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告</p> <p>(3) 対象工事と設計図書との照合及び確認</p> <p>(4) 対象工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等</p> <p>2. 工事監理に関するその他の業務</p> <p>(1) 工程表の検討及び報告</p> <p>(2) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告</p> <p>(3) 対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告等</p> <p>②追加業務のうち次に掲げる業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完成図の確認 ・関連工事の調整に関する業務 ・施工計画等の特別の検討・助言に関する業務 <p>(c) 対象工事の受注者が利用する情報共有システムは、次の要件を満たすものである。</p> <p>①工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019年版営繕工事編</p> <p>②システム想定利用人数（ライセンスID数）：計30名（発注者、工事受注者、工事監理業務受注者、工事設計意図伝達業務受注者の合計）</p> <p>(d) 受注者が利用する情報共有システムに係る費用は対象工事に含まれる。当該費用は情報共有システムへの登録料及び使用料である。</p>